

○小山市放課後児童健全育成事業実施要綱

平成4年7月29日

規程第26号

(目的)

第1条 放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）は、昼間保護者のいない家庭の市内の小学校又は義務教育学校の前期課程に通学する児童（以下「放課後児童」という。）に下校後、家庭生活及び社会生活において必要な生活習慣、遊び等を家庭的雰囲気の中で学習する場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の育成及び指導
- (2) 地域及び保護者相互の連絡及び提携
- (3) 円滑な運営を図るための運営委員会の開催
- (4) その他児童の健全育成上必要な事項

(実施地区)

第3条 事業は、小学校又は義務教育学校の通学区を1単位とし、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する地区において実施するものとする。

- (1) 放課後児童が10人以上いること。
- (2) 放課後児童健全育成指導に携わる者（自治会、子供会育成会、PTA等）、放課後児童の保護者、児童委員及び教職員（以下「育成者」という。）による放課後児童健全育成の組織化が可能であること。

(開設期間等)

第4条 事業の開設期間等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 開設期間 毎年4月1日から翌年3月31日
- (2) 開設日 毎週月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から同月31日まで及び翌年1月2日並びに同月3日）を除く。）
- (3) 開設時間 小学校及び義務教育学校の前期課程の登校日の月曜日から金曜

日までにあつては下校時からおおむね午後6時まで、夏期等休業日にあつては  
おおむね午前7時30分から午後6時まで

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開設日及び開設時間を変更することができるものとする。

(委託)

第5条 市は、事業を次の各号のすべてに該当する団体に委託することができる。

- (1) 児童福祉施設、学校施設、社会教育施設、民間施設等事業を行うに足りると認められる施設が確保されていること。
- (2) おおむね10人以上の育成者による運営委員会が設置されていること。
- (3) 指導員が確保されていること。
- (4) 政治上又は宗教上の組織でないこと。

- 2 委託契約の内容及び範囲は、別に定める。

- 3 委託に要する経費は、予算の範囲内で定める。

(受託申込等)

第6条 事業を受託しようとする団体は、放課後児童健全育成事業受託申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあつたときは、当該申込みの内容を審査し、委託の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、委託の決定をしたときは、放課後児童健全育成事業委託決定通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するものとする。

(指導及び助言)

第7条 市長は、前条第3項の規定により委託を決定した団体に対し、指導及び助言をすることができる。

- 2 受託団体は、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

(協議会)

第8条 市及び受託団体相互の連絡及び事業の研究を行うため、小山市放課後児童健全育成事業連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

- 2 協議会は、学童保育館の運営団体及び事業受託団体をもって組織する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 小山市留守家庭児童対策事業費補助金交付要綱（昭和62年規程第8号）は、廃止する。

附 則（平成10年3月20日規程第10号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規程第17号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規程第49号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日規程第43号）

この要綱は、小山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月15日規程第7号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

小山市長 様

住所(所在地) 小山市

団 体 名

代 表 者 名

㊟

年度放課後児童健全育成事業受託申込書

このことについて、下記の書類を添えて、年度放課後児童健全育成事業の受託申込みをいたします。

記

- 1 会則及び運営要綱
- 2 運営委員名簿
- 3 児童名簿
- 4 指導員履歴書
- 5 施設の場所及び施設内略図
- 6 事業計画書
- 7 収支予算書

(注) 借地、借家の場合は、賃貸契約書(写)を添付すること。

(様式第2号)

小児第 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者名 様

小山市長



年度放課後児童健全育成事業委託決定通知書

年 月 日付けで受託申込のあった 年度放課後児童健全育成事業を  
委託することに決定したので通知します。

(様式第 1 号)

(様式第 2 号)